律第二六号 (国土交通省) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(法

目的の改正

併せて都市の防災に関する機能を確保すること とした。(第一条関係) この法律の目的において、都市の再生を図り、

都市再生基本方針の見直し

こととした。(第一四条関係) ができるものとなるよう定めなければならない 併せて都市の防災に関する機能を確保すること 都市再生基本方針は、都市の再生を実現し、

地域整備方針の見直し

とした。(第一五条関係) きるものとなるよう定めなければならないこと 合における滞在者等の安全を確保することがで 地域整備方針は、大規模な地震が発生した場

- 都市再生緊急整備協議会の構成員の見直し
- 5 都市再生安全確保計画の作成等 (第一九条の ことができることとした。(第一九条関係) 生緊急整備地域内の建築物の所有者等を加える 備協議会 (以下「協議会」という。)に、都市再 一三及び第一九条の一四関係) 国の関係行政機関等の長は、都市再生緊急整
- 施設」という。)の整備等に関する計画 (以下 倉庫その他の施設 (以下「都市再生安全確保 図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄 生した場合における滞在者等の安全の確保を ることができることとした。 生緊急整備地域について、大規模な地震が発 「都市再生安全確保計画」という。)を作成す 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再

- ければならないこととした。 び地域防災計画との調和が保たれたものでな 都市再生安全確保計画は、防災業務計画及
- 計画に従い、事業又は事務を実施しなければ ならないこととした。 は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保 都市再生安全確保計画に記載された事業又
- に係る建築確認等の特例 都市再生安全確保施設の整備に関する事業等
- 建築確認等の特例
- た。(第一九条の一五関係) 証の交付等があったものとみなすこととし 該事項に係る事業の実施主体に対する確認済 計画が公表されたときは、当該公表の日に当 意を得た事項が記載された都市再生安全確保 の同意を得ることができるものとし、当該同 きは、あらかじめ、建築主事等に協議し、そ 建築等に関する事項を記載しようとすると 協議会は、都市再生安全確保計画に建築物 9
- なすこととした。(第一九条の一六関係) 物の耐震改修の計画の認定があったものとみ 当該事項に係る事業の実施主体に対する建築 保計画が公表されたときは、当該公表の日に 同意を得た事項が記載された都市再生安全確 その同意を得ることができるものとし、当該 ときは、あらかじめ、所管行政庁に協議し、 の耐震改修に関する事項を記載しようとする 協議会は、都市再生安全確保計画に建築物 建築物の耐震改修の計画の認定の特例

官

- 積率の特例 (第一九条の一七関係) 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等に
- ついて容積率の特例を設けることとした。 ものとみなすこととした。 についての容積率の特例に係る認定があった きは、当該公表の日に当該事項に係る建築物 された都市再生安全確保計画が公表されたと できるものとし、当該同意を得た事項が記載 特定行政庁に協議し、その同意を得ることが 項を記載しようとするときは、あらかじめ、 率の特例を受ける建築物の建築等に関する事 生安全確保施設である備蓄倉庫等に係る容積 協議会は、都市再生安全確保計画に都市再 10

- 8 とした。(第一九条の一八関係) 以内に当該都市再生安全確保施設について当該 備に関する事業に関する事項を記載しようとす 当該公園管理者は、その占用の許可をすること 都市公園の占用の許可の申請があった場合は、 都市再生安全確保計画が公表された日から二年 理者の同意を得ることができるものとし、当該 るときは、あらかじめ、当該都市公園の公園管 に設けられる一定の都市再生安全確保施設の整 協議会が、都市再生安全確保計画に都市公園 都市公園の占用の許可の特例
- 都市再生安全確保施設に関する協定制度の創
- 四五条の一四関係) 力があることとした。(第四五条の一三及び第 町村長の認可を受けて締結することができる る退避経路の整備若しくは管理に関する協定 都市再生安全確保計画に記載された事項に係 て土地所有者等となった者に対してもその効 こととし、当該認可の公告があった後におい は管理に関する協定(退避施設協定)を、市 (退避経路協定) 又は退避施設の整備若しく 土地所有者等は、その全員の合意により、
- ら第四五条の二〇まで関係) の効力があることとした。(第四五条の一五か 備蓄倉庫の所有者等となった者に対してもそ 当該管理協定の公告があった後において当該 蓄倉庫の管理を行うことができることとし、 等との間において管理協定を締結し、当該備 る必要があるときは、当該備蓄倉庫の所有者 記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理す 地方公共団体は、都市再生安全確保計画に
- えない範囲内において政令で定める日から施行 することとした。 この法律は、公布の日から起算して三月を超

働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部 を改正する法律 (法律第二七号)(厚生労働省) 改正関係 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

- とすることとした。(題名及び第一条関係) の安定その他福祉の増進に資することを目的 者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用 を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確 安定法と相まって労働力の需給の適正な調整 律」に改めることとした。この法律は、職業 営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法 保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働
- ないもの等を追加することとした。(第六条及 る。)において、当該取消し等の原因となった 又は第二号に該当したことによる場合に限 取消し等の場合は、当該法人が第六条第一号 である場合 (欠格事由に該当したことによる 労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人 者派遣事業の許可を取り消された者又は特定 派遣事業の開始の欠格事由として、一般労働 び第一七条関係) た者で、当該取消し等の日から五年を経過し 事項があった当時現に当該法人の役員であっ
- 3 派遣元事業主は、関係派遣先に労働者派遣 らないこととした。(第二三条の二関係) ○○分の八○以下となるようにしなければな をするときは、関係派遣先への派遣割合が一
- 省令で定める事項に関し情報の提供を行わな 厚生労働省令で定めるところにより算定した 派遣料金額の平均額で除して得た割合として 者の賃金の額の平均額を控除した額を労働者 数、労働者派遣料金額の平均額から派遣労働 の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の ければならないこととした。(第二三条第五項 割合、教育訓練に関する事項その他厚生労働 派遣元事業主は、事業所ごとの派遣労働者
- 5 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契 ければならないこととした。(第二六条第一項 の負担に関する措置等に関する事項を定めな 支払に要する費用を確保するための当該費用 会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の 約の締結に際し、派遣労働者の新たな就業機

- 法律の題名を「労働者派遣事業の適正な運 6
- 一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者

- ばならないこととした。(第三〇条関係) ちいずれかの措置を講ずるように努めなけれ 用機会を確保するとともに、これらの機会を 希望に応じ、無期雇用派遣労働者として就業 有期雇用派遣労働者等に提供すること等のう を定めないで雇用することができるように雇 し、又は派遣労働者以外の労働者として期間 させることができるように就業機会を確保 派遣元事業主は、有期雇用派遣労働者等の
- 7 派遣元事業主は、同種の業務に従事する派 〇条の二第一項関係) 労働者の賃金水準又は派遣労働者の職務の内 を考慮しつつ、同種の業務に従事する一般の に配慮しなければならないこととした。(第三 を勘案し、派遣労働者の賃金を決定するよう 容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等 遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡
- 8 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者とし 定める額を明示しなければならないこととし 係る労働者派遣料金額として厚生労働省令で 働省令で定めるところにより、当該労働者に 労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労 労働者派遣料金額を変更する場合には、当該 に対し、労働者派遣をしようとする場合及び て雇い入れようとする場合には、当該労働者 た。(第三四条の二関係)
- 9 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確 られる業務として政令で定める業務について 雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認め じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な り日雇労働者 (日々又は三〇日以内の期間を 験を必要とする業務のうち、労働者派遣によ に遂行するために専門的な知識、技術又は経 条の三第一項関係) 派遣を行ってはならないこととした。(第三五 き、その雇用する日雇労働者について労働者 場合その他の場合で政令で定める場合を除 継続等を図るために必要であると認められる 特に困難であると認められる労働者の雇用の 労働者派遣をする場合又は雇用機会の確保が 定めて雇用する労働者をいう。9において同

官

10 派遣先は、派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣の係る労働者派遣の役務の提供を受けてはなら係る労働者派遣の役務の提供を受けてはなら (第四〇条の六関係)

び地方公共団体の機関(以下「国等の機関」
1 労働者派遣の役務の提供を受ける者(国及労働者の保護等に関する法律の一部改正関係

という。)を除く。)が次のいずれかに該当する 行為を行った場合には、その時点において、 当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、そ の時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の 申込みをしたものとみなすこととした。ただ し、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、 し、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、 でつき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな につき過失がなかったときは、この限りでな

- 業務に従事させること。者を同条第一項各号のいずれかに該当する者を同条第三項の規定に違反して派遣労働
- 遣の役務の提供を受けること。 第二四条の二の規定に違反して労働者派
- 事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を約を締結し、第二六条第一項各号に掲げるで、請負その他労働者派遣以外の名目で契で、請負その他労働者派遣以外の名目で契がの場別を免れる目的の場別での場合に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。
- いずれかの行為を行った場合(1のただし書の機関である場合であって、1の○から伵の労働者派遣の役務の提供を受ける者が国等

に規定する場合を除く。)においては、当該行に規定する場合を除く。)においては、当該国等の機関で同一業務に従い。 本の終了後から一年を経過するまでの間に、 本の終了後から一年を経過するまでの間に、 本らないこととした。(第四○条の七第一項関 では、1の規定の趣旨を踏まえ、派遣労働者の は、1の規定の趣旨を踏まえ、派遣労働者の は、1の規定の趣旨を踏まえ、派遣労働者の は、当該国等の機関 に基づく採用等の適切な措置を講じなければ に基づく採用等の適切な措置を講じなければ に基づく採用等の適切な措置を講じなければ に基づく採用等の適切な措置を講じなければ に基づく採用等の適切な措置を講じなければ に表定する場合を除く。)においては、当該行

四六条関係)

四六条関係)

四六条関係)

四六条関係)

部改正関係
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の」

関係) の職業紹介事業を行えることとした。(第四二条の職業紹介事業を行えることとした。(第四二条

五 その他

- 政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の適正な運営の確について、速やかに検討を行うこと等とした。(附別第三条関係)
- 2 この法律は、公布の日から起算して六月を こととした。 ただし、二は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から施行することとした。

- (附則第三項関係)(附則第三項関係)(対して、経済産業大臣の承認を要貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要して、
- た。 2 この政令は、公布の日から施行することとし

四号 (外務省) 国政府とロシア連邦政府との間の協定 (条約第原子力の平和的利用における協力のための日本

り、その概要は、次のとおりである。用における協力を行うことを目的としたものであこの協定は、ロシアとの間で原子力の平和的利

- 本 両締約国政府は、専門家の交換、情報の交換、 情報の再処理及び資材の生産のための技術 りことができる。ただし、ウランの濃縮、使用 うことができる。ただし、ウラン資源の探鉱及び採掘、 をび放射線の研究及び応用等の分野において行 うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用 うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用 うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用 うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用 うことができる。ただし、ウランの濃縮、で を用力の要全、放射性原産物の を用力の要全、放射性原産物の を用力のとができる。ただし、ウランの濃縮、 では移転されない。(第二条関係)
- B この協定の下での協力は、平口り下暴利可り の会に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係 をに従うものとし、かつ、核物質等の供給に係 ことが必要とされる。(第三条関係) ことが必要とされる。(第三条関係) では、それぞれの締約国政府が国 のは、この協定及びそれぞれの国の法
- 3 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的3 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的のためにも、に限って行う。この協定に基づいて移転されたに限って行う。この協定に基づいて移転された。

| 政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等3政令(政令第 4 この協定の適用を受ける核物質は、各締約国

の適用を受ける。(第五条関係

- 6 この協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質の防護に関する系の国際輸送について、核物質の防護に関する系の国際輸送について、核物質の防護に関する系の国際輸送について、核物質の防護に関する系の国際輸送について、核物質の防護に関する国際条約に従って適切な防護のよれぞれでれることを確保する。両締約国政府は、当該核物質に、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防護の国際条約に従って適切な措置をといいで、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の適用を受ける核物質について、両の協定の関する。
- 7 この協定に基づいて移転された核物質等は、代給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。(第八条関係)を、受領締約国政府の国の管轄内において、同国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウランニ三五の濃縮度が二〇パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。(第九条関係)
- の協定の適用を受ける。(第一○条関係)が受領締約国政府の国の管轄に入る時から、こより事前に通告した場合に限り、かつ、これら給締約国政府が受領締約国政府に対して書面に9 両国の間において移転される核物質等は、供

別系)

10 いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の別が、いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の別により特定することができる。(第一一条利益を追求する等の特定性が失われた場合等には、代替可能性の原則及び構成比率による比例用してはならない。転換等の工程において他の利益を追求する等のためにこの協定の規定を利り、いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の別系)

18

- 12 秘密指定を受けている情報は、この協定の下の適用を受けないこととなる(第一二条関係)の適用を受けないこととなる(第一二条関係)を転された場合等には、この協定 19 19 11 この協定の適用を受ける核物質等は、この協
- 14 いずれか一方の締約国政府は、他方の締約国た場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等によって解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等によって解託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。(第一四条関係)

報

の適切かつ効果的な保護を確保する。(第一六条の適切かつ効果的な保護を確保する。(第一五条関係) でいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。(第一五条関係) で納賀 での での にいずれか 一方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国政府は、他方の 締約国

官

- 係) によって改正することができる。(第一七条関6 この協定は、両締約国政府の書面による合意
- 和的利用の分野における協力に関する日本国政一九十年四月一八日に作成された原子力の平田別力を有する。その後は、いずれか一方の年間効力を有する。その後は、いずれか一方の年間効力を有する。その後は、いずれか一方のにより終了する時まで効力を存続する。この協定は二五年間対力を有する。その後は、いずれか一方のの協定の強力を有いる。この協定は、両締約国政府がこの協定の効力の設定の効力の協定の効力の設定の効力の協定の効力の対象を表す。

- 関する交換公文が作成されている。

 スの協定に関連し、この協定第五条の実施にいるで、できの議のの適用を受ける核物質について確保するの協定の適用を受ける核物質について確保するで、できの協定の適用を受ける核物質について確保するが関係書人は資材及び設備とされるものを、附属書人は資材及び設備とされるものを、附